

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)貸出地域の拡充について

現在、農家支援活動機器(ミニパワーショベル)の貸出は、つくば支所及び笠間支所管内に限定されています。組合管内の組合員に同一のサービスを実施するため、令和6年4月1日より貸出地域を組合管内全域に拡充するとともに、『農家支援活動機器(ミニパワーショベル)貸出要領』の一部が改正されます。

《現行》

組合員の居住地	貸出支所	本体	料金(1日当たり)
つくば支所管内	つくば支所	3台(3t)	2,000円
笠間支所管内	笠間支所	1台(2t)	1,000円

《令和6年4月から》

組合員の居住地	貸出支所	本体	料金(1日当たり)
つくば支所管内	つくば支所	2台(3t)	2,000円
笠間支所管内	笠間支所	1台(2t)	2t・1,000円
水戸支所管内		1台(3t)	3t・2,000円
常陸太田支所管内			

農家支援活動機器（ミニパワーショベル）貸出要領

いばらき広域農業共済組合

（目的）

第1 農家の損害防止と経営安定を図ることを趣旨とした農家支援の一環として、組合員に対し、小型車両系建設機械（ミニパワーショベル）の貸出を行い、農地の改良等により農作物等の災害を未然に防ぎ生産性の向上に資することを目的とする。

（貸出対象）

第2 この要領に基づく貸出対象者（以下「申請者」という。）は次の要件を満たすこと。

- (1) いばらき広域農業共済組合（以下「組合」という。）の組合員で、小型車両系（整地等）建設機械以上の運転資格（修了証）を所持すること。
- (2) 農作物、畑作物、果樹、園芸施設、家畜、農機具共済及び農業経営収入保険のいずれかに加入があること。
- (3) 農用地及びそれに準ずる土地に使用する事を目的としていること。
- (4) (1) から (3) の要件を満たした場合でも組合が不適切と判断した場合は、貸出対象から除くこととする。

（貸出手順）

第3 貸出を希望する組合員は次の手順に従うこととする。

- (1) 申込は、次の表により農家支援活動機器使用許可申請書を提出し、事前に連絡のうえ貸出の予定を確認すること。

組合員の居住地	農家支援活動機器使用許可申請書提出先(貸出支所)	提出書類
つくば支所 管内	つくば支所	農家支援活動機器(ミニパワーショベル)借受使用許可申請書(様式1)
水戸支所・笠間支所・常陸太田支所 管内	笠間支所	農家支援活動機器(ミニパワーショベル)借受使用許可申請書(様式2)

- (2) 組合より使用許可があった申請者等は、以下の維持管理費を支払い、自ら機器を借受けること。

①機械質量2トン：1日当たり1,000円

②機械質量3トン：1日当たり2,000円

- (3) 組合での機器配送は、つくば支所管内とし、配送管理費（片道5,000円）を支払うこと。
- (4) アタッチメント草刈機の貸出は次の表のとおりとする。

貸出支所	貸出可能アタッチメント	条件
笠間支所	標準バケツ(50cm)	
つくば支所	標準バケツ(50cm)・幅狭バケツ(30cm)・法面バケツ(100cm)・草刈機・機械式フォーク	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈機は管理費(1日あたり600円)を支払う ・機械式フォークは、小型車両系(解体用)建設機械以上の運転資格(終了証)所持者とする

- (5) 使用中に事故又は破損等した場合は、速やかに組合まで連絡すること。機器の状況によっては使用途中であっても返却すること。
- (6) 使用後は、点検・燃料（軽油）満タン・清掃後、返却すること。但し、清掃なく返却する場合は、清掃管理費（3,000円）を組合に支払うこと。
- (7) 返却時に故障及び不調箇所の報告をすること。

（使用基準）

第4 申請者は次の使用基準を遵守すること。

- (1) 貸出期間は機器の運搬を含めて原則5日間とする。天候上の理由で作業遅延の場合は組合に連絡し協議すること。
- (2) 年度内の貸出回数は1回とする。
- (3) 自己運搬は、貸出機器の機械質量以上の積載能力がある車両運搬専用車両とする。
- (4) 機器の配送は、つくば支所管内の自宅、作業場及び圃場等とする。
- (5) 悪天候（路面凍結含む）等及び職員が搬入不可と判断した場合は、機器配送は行わないものとする。
- (6) 使用中は、安全運転で作業を行い機器の保守点検・整備に努めること。
- (7) 申請者以外の使用は厳禁とする。
- (8) 故意又は過失による機器の破損及び盗難等については、組合で協議の上、申請者に対し損害賠償請求する。申請者は、組合からの損害賠償請求に対し賠償の責任を負うこと。
- (9) 組合からの損害賠償請求において、保険が適用する場合は免責にかかる費用を組合に支払うこと。但し、保険適用外の場合は実費徴収とする。
- (10) 貸出機器及び運搬車両等が故障及び盗難等の理由により、機器の貸出が不可能となった場合は、貸出が可能となるまで行わないものとする。
- (11) 使用基準を遵守しない場合、その他組合が不適切と判断した場合及び緊急災害時等により組合が使用する場合は使用途中であっても返却するものとする。

(貸出規約)

第5 組合は次の事項について一切責任を負わない。

- (1) 機器貸出中の対人及び対物事故の損害。
- (2) 使用圃場、隣接圃場内の土地建造物、作物及び他の有形物に対する物理的又は化学的損害。
- (3) 機器の破損及び盗難等による第三者への損害。
- (4) 申請者の一切の事故及び損害。

(その他)

第6 その他の事項については次のとおりとする。

- (1) 現場での利用状況の確認及び記録（写真撮影）に同意すること。
- (2) この要領にない事項に関しては、組合の指示に従うこと。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和6年4月1日から適用する。

(様式1)

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)借受使用許可申請書

年 月 日

いばらき広域農業共済組合
組合長理事 殿

申請者

氏名 _____ 印

住所 _____

連絡先 自宅 _____

携帯 _____

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)を借受きたいので、別紙貸出要領に同意し借受申請します。なお、申請者以外は使用しません。また、借受期間中の破損等については、損害賠償請求に対し賠償責任を負うことに同意します。

《申請者記入欄》

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用目的			
配送方法	受取		返却
機器形式			
アタッチメント	標準バケット(50cm)		草刈機
	幅狭バケット(30cm)		機械式フォーク
	法面バケット(100cm)		

《申請時注意点》

- ※ 小型車両系(整地等)建設機械以上の運転資格修了証のコピー(両面)添付
- ※ 小型車両系(解体用)建設機械以上の運転資格修了証のコピー(両面)添付(機械式フォーク使用时)
- ※ 維持管理費1日当たり2,000円
- ※ 配送管理費片道5,000円(組合での機器配送)
- ※ 草刈機管理費1日当たり600円(草刈機使用时)

《組合記入欄》

貸出号機	号機	管理費等	円
備考			

(様式2)

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)借受使用許可申請書

年 月 日

いばらき広域農業共済組合
組合長理事 殿

申請者
氏名 _____ 印
住所 _____
連絡先 自宅 _____
携帯 _____

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)を借受たいので、別紙貸出要領に同意し借受申請します。なお、申請者以外は使用しません。また、借受期間中の破損等については、損害賠償請求に対し賠償責任を負うことに同意します。

《申請者記入欄》

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
返却日	年 月 日
使用目的	
配送方法	自己運搬 ※配送は行っておりません
機器形式	
アタッチメント	標準バケット

《申請時注意点》

- ※ 小型車両系(整地等)建設機械以上の運転資格修了証のコピー(両面)添付
- ※ 維持管理費 機械質量2トンは1日当たり1,000円、機械質量3トンは1日当たり2,000円

《組合記入欄》

貸出号機	号機	管理費等	円
備考			